

藤岡中学校の約束（R 8年4月から）

【身なりに関する約束】

1 制服について

- ・学校指定の制服を着用する。
 - 1年生：ブレザータイプ
 - 2・3年生：学生服またはセーラー服（ブレザータイプを着用してもよい）
- ・気温に合った制服を着用する。
- ・場面にあった着こなしをする。

(1) 学生服

※カラーの形は従来のもので、ラウンドエバーカラーでもよい。

(2) セーラー服

※夏服のスカーフの色は紺、冬服のスカーフの色は白を着用する。

(3) ブレザータイプの制服

- ※別紙「身だしなみについて」に書かれた内容を守る。
- ※ポロシャツの裾は出してもよい。

2 体操服・ジャージについて

- ・気温に合わせて、学校指定の体操服とジャージを着用する。
- ・熱中症の危険のある活動中と登下校中は、体操服の裾を外に出してもよい。

3 制服の下に着るものについて

- ・セーター、トレーナーは寒さに応じて着用して良い。（制服から出さないこと。華美なものや柄物は着用しない。冬は白、黒、紺、茶、灰等で、夏は白でワンポイント程度なら可とする。）
- ※フード付きパーカーなど、制服から出るものは避ける。

4 ベルトについて

- ・色は黒、紺、茶系の色が望ましい。

5 靴、上履きについて

- ・靴は下駄箱に入る大きさの一般的な運動靴で、華美でなく通学と運動の両方に適するものが望ましい。
- ・上履きは、学校指定の型とする。（男子はネイビーブルー、女子はワイン）
- ※靴、上履きには記名する。

6 靴下について

- ・黒・白・紺系の色（華美でない）ものが望ましい。

7 防寒具について

- ・冬は手袋、マフラー・ネックウォーマーを使用してもよい。
- ※自転車通学者については、安全面を考慮してネックウォーマーが望ましい。
- ・ウインドブレーカーは黒・白・紺系の色（華美でない）で、無地に近いものを着用する。フードがついているものでも可とするが、フードをかぶっての登下校や活動はしない。
- ・コートについては黒、紺の無地に近い生地であれば着用してもよい。
- ・気温に合わせて、タイツを着用してもよい。
- ※タイツのつま先の有無は問わない。
- ・必要な人は、自席でひざかけを使用してもよい。
- ※ロッカーに入るサイズのものとし、清掃活動中はロッカーにしまうこと。

8 名札

- ・名札は学校指定の物を左胸につける。
- ※名札にシール、キーホルダー等は付けない。

9 頭髪

中学生らしく、清潔感がある自然な髪型

- ・前髪は目にかからない程度の長さにするか、かからないようにゴムやピンを使用する。
- ・肩より長い髪はまとめる。髪をまとめる際には、黒・紺・茶色系のゴム、ピンを使用する。
- ・不必要な加工（着色、脱色、パーマ、そりこみ）や、整髪料は使用しない。

【所持品に関する約束】

1 かばんについて

- ・通学用かばんは、学校指定のリュックサックとする。
- ※お守り、キーホルダー等は2つ程度ならよい。（他人のかばんと見分けやすくするため）

2 学用品について

- ・教科書、ノート、タブレットは家庭学習に備えて家に持ち帰る。（ただし、荷物減量のため教科等で置いていってよい教材もある。）

3 日焼け止め、制汗剤について

- ・使用する場合は、無香料のもので、ロールオンタイプなどの、直接塗布する種類のものを使用する。
- ※スプレータイプ、シートタイプのは不可。
- ・校内で使用する場合は、教室の自席で使用する。
- ・水泳の授業の際は、耐水性のものを使用する。

4 その他

- ・不要物は持ってこない。（携帯電話、化粧品、お菓子等）
- ・無銭登校を原則とする。（バス代は例外とするが、必要以上に持ってこない。）

【登下校について】

1 自転車通学について

- ・自転車損害賠償保険等に加入すること。
- ・自転車通学許可証を提出し、ステッカーを自転車に貼ること。
- ・左側通行を原則とするが、歩道の設置されている場所では歩道を通行する。
- ・スピードを出しすぎない。（特に下り坂では気を付ける。）
- ・ヘルメットはきちんと着用する。
- ・自転車置き場から学校の下信号までは、自転車を引いていくこと。
- ・雨天時はカッパを着用し、傘をさしての乗車はしないこと。
- ・女子は自転車に乗るときは体操着を着用すること。
- ・二人乗り・並列走行・ノーヘル走行等の道路交通法違反はしない。
- ※規則を守らない者は、学校長の指示により自転車通学の許可を取り消すことがある。
- ・通学自転車の条件
 - ① スタンドは両立型
 - ② 前照灯、反射鏡がついている
 - ③ リュックサックを積載できる荷台がついている
 - ④ 防犯登録がしてある
 - ⑤ 特殊な変形ハンドルでない（危険防止のため）

2 バス通学について

- ・バス通学者はバス停（道路上、支所）では騒いだり、広がったりと他の人に迷惑になる行為をしない。
- ・バス停で長い時間待つ必要があるときは、指定の場所で待機をする。

3 徒歩通学について

- ・原則歩道の右側を歩く。
- ・複数人で横に広がって歩くと、他の通行者の邪魔になるので気を付けて通行する。

4 自家用車送迎について

- ・安全確保のため、基本的に自動車は正門付近まで乗り入れず、藤中坂下のUターン場所で乗降車をする。
(けがや体調不良・緊急の場合等は除く。)

藤岡中学校生徒会会則

第1条（名称）

本会は藤岡中学校生徒会と称する。

第2条（目的）

本会は生徒会の自主的な考えに基づいて学校の諸活動に協力し、生徒の自発性・自主性の向上発達と学校の発展を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会は藤岡中学校の生徒を会員とする。

第4条（議会）

議長は各学級代表2名の副議長と各委員会委員長も参加する。生徒会役員によって組織する。

第5条 議会は会員の正しい世論の上に立って、目的達成のため必要と認めた事柄について決議し学校全体に伝達する。

第6条 議会の議長は、会長がこれにあたる。

第7条 議会は月一回程度開き、議会の召集は会長が行う。

第8条 臨時集会は、必要に応じて会長が召集することができる。また議員の四分の一以上の要求により開くことができる。

第9条 議員の任期は前期（4月～10月）後期（11月～3月）の2期間とする。

第10条 総会は年一回以上開くのを原則として、会長がこれを召集する。

第11条 総会は次の事項について承認を行う。

- ・会則の決定及び改正
- ・会の活動計画、予算決定の承認

第12条 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または学校長の要求があったときに開く。

第13条 生徒集会は議決を含まない全会員の集まる集会を本体とし、必要に応じて開く。

第14条（役員）

本会の役員は会長1名、副会長1名、執行委員4名とする。

第15条 役員の任期は議員に等しく、同じ役職で再選することはできない。

第16条 役員の任期は次の通りとする。なお役員は議会において発言権、票決権を保有する。

- ・会長は生徒会を代表し、議会の召集しその議事をつかさどる。
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故のあった場合はこれを代行する。

第17条（委員会活動）

生徒会には、生活環境、図書、保健、放送、給食などの委員会をおく。

第18条 委員会は学級において選ばれた委員によって構成する。

第19条 委員会は委員長、副委員長を互選する。委員長、副委員長の任期は級長に等しく、再選することはできない。

第20条 委員会は毎月一回程度開き、必要があれば、その都度委員長が召集する。

第21条（学級会）

学級会では選挙によって次の委員を選出する。

- ・級長2名、副級長2名（どちらも男女とする）

第22条（財政）

生徒会の経費は主として会費による。なお会員の奉仕活動等によって得た収入は、学校長の認証を得、これにあてることができる。

第23条 予算及び決算は総会の認証を得なければならない。

第24条 本会計年度は4月より翌年3月までとする。

第25条（最高決定権）

学校長は生徒会に関するいかなる問題に対しても最高決定権を有する。

第26条（選挙管理委員会）

生徒会役員の選挙については、選挙管理委員会での事務を行う。なお、選挙管理委員は各学級 1 名を選出し、選出された委員で会を構成する。

第 27 条（発効）

この会則は学校長の承認を得た日から実施する。